

国民保護に係る
住民避難実施要領
意見交換会

【資料 1】

国民保護について

石垣市

国民保護とは

万一、武力攻撃や大規模テロがあった際（又は明白な危険が切迫している場合）、**国、地方公共団体、関係機関**などが協力して住民を守るための仕組み

○ 住民の**避難**

警報の伝達、避難の実施

○ 避難住民等への**救援**

収容施設の供与、食品等の提供、医療の提供

○ **武力攻撃災害**への対処

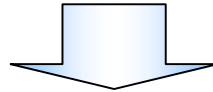
消火・救助、警戒区域の設定、退避の指示

有事法制における国民保護法の位置付け

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（通称「事態対処法」）

○ 武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、対処基本方針の内容、決定手続等基本的事項を定めるもの（平成15年6月成立）

※ 平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の確保に関する法律」を改称



平成16年の通常国会で成立した7法律

国民の保護のための法制

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（通称「国民保護法」）（平成16年9月17日施行）

自衛隊や米軍の行動の円滑化に関する法制

- 米軍行動関連措置法
- 海上輸送規制法
- 自衛隊法の一部改正

交通及び通信の総合的な調整に関する法制

- 特定公共施設利用法

捕虜の取扱いに関する法制

- 捕虜取扱い法

非人道的行為の処罰に関する法制

- 国際人道法違反処罰法

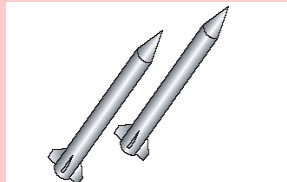
国民保護法で対象とする事態

武力攻撃事態等

- ・武力攻撃事態：武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
- ・武力攻撃予測事態：武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態



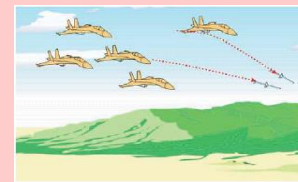
着上陸侵攻



弾道ミサイル攻撃



ゲリラ・特殊部隊による攻撃

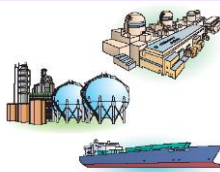


航空攻撃

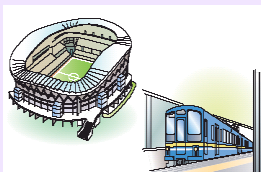
緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいい、後日、武力攻撃事態に認定されることになる事態も含む。

① 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いた攻撃により甚大な被害が生じる事態



危険物を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態（原子力事業所の破壊、石油コンビナートの爆破等）



多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態（ターミナル駅や列車の爆破等）



多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態（炭疽菌やサリンの大量散布、ダーティボム等）

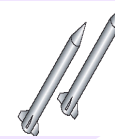


破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態（航空機による自爆テロ等）

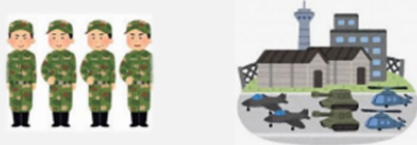
② 発生初期の段階では武力攻撃事態であるとの判断が困難な事態



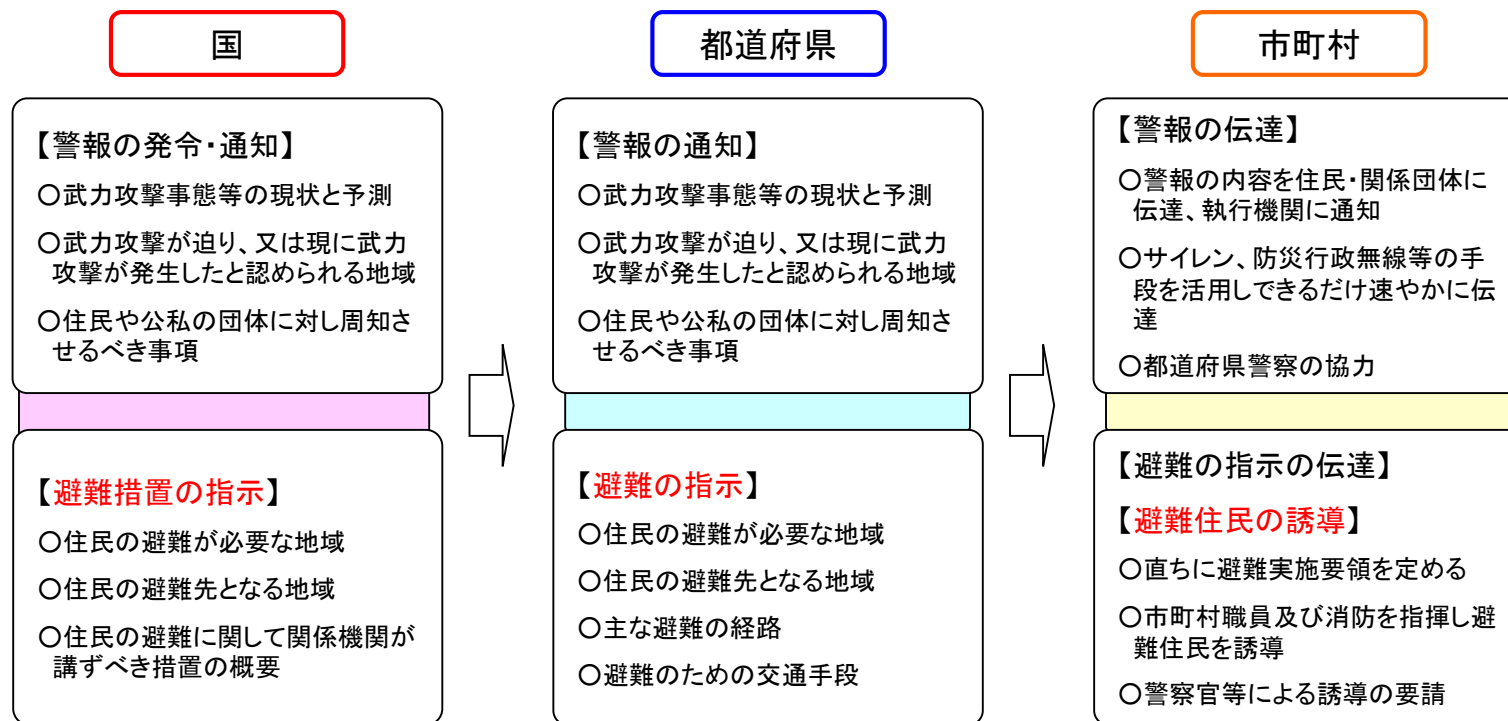
攻撃を受けた当初の段階において明確に外部からの武力攻撃と認定しがたい場合



武力攻撃予測事態と住民避難の関係（イメージ）

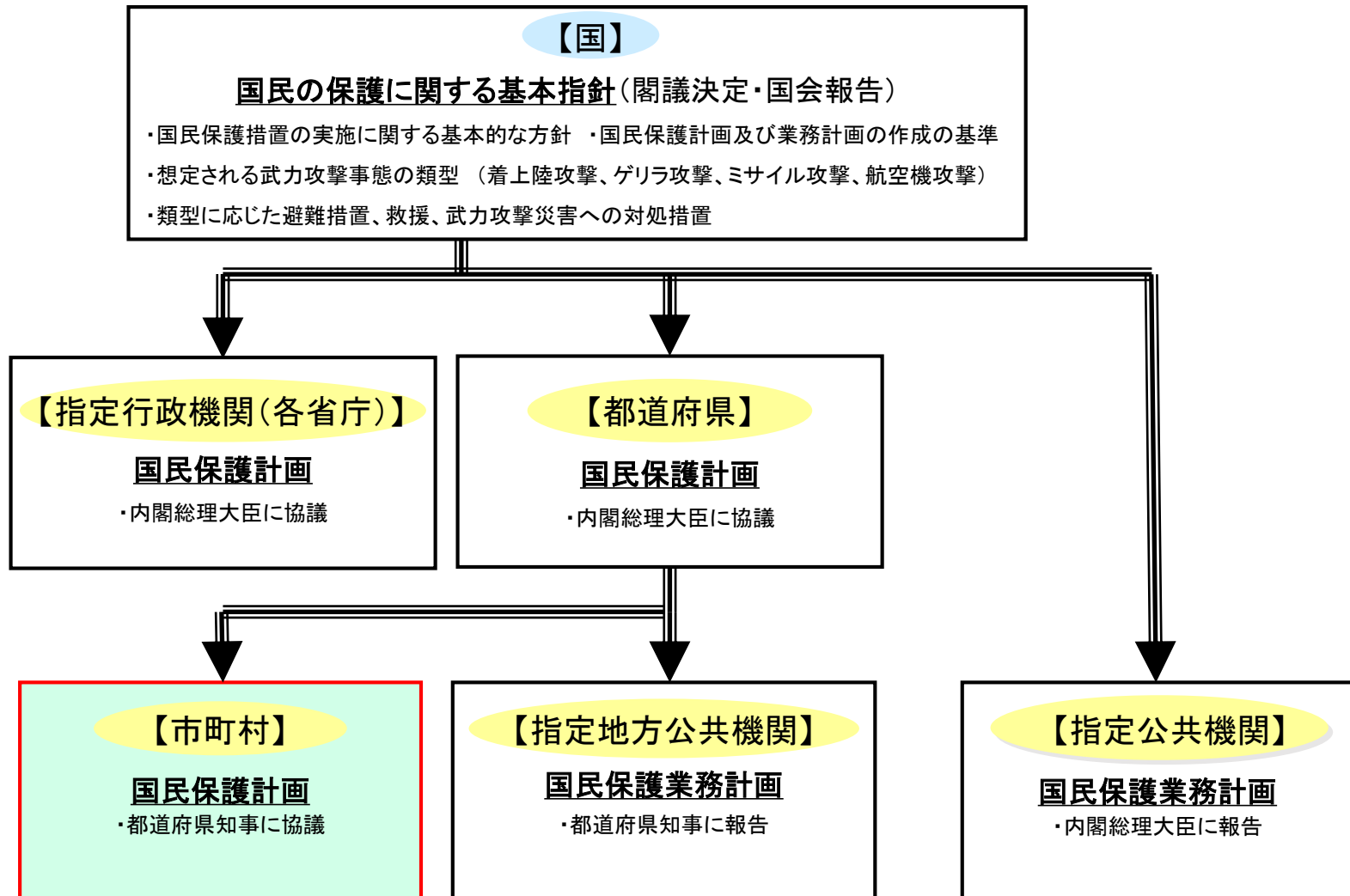
	平素	情勢悪化	武力攻撃予測事態	武力攻撃事態
状態	現在	武力攻撃に至らない侵害等	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態	武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 武力攻撃が発生した事態
情勢・自衛隊の対応	通常の状態	外国公船の領海侵入 領空侵犯 サイバー攻撃	相手国  軍の要員の禁足・非常呼集、予備役の招集 我が国を攻撃するためとみられる軍事施設の新たな構築 自衛隊の対応：予備自衛官の招集、防御施設構築等	相手国  我が国に対し武力攻撃を行うとの意図を明示し、攻撃のための多数の艦船あるいは航空機を集結させている 自衛隊の対応：防衛出動  弾道ミサイル攻撃  着上陸侵攻  ゲリラ・特殊部隊による攻撃  航空攻撃 自衛隊の対応：防衛出動（武力の行使（3要件に該当する場合））
住民避難等の対応	避難なし	避難等に向けた準備 避難なし（一部自主的な避難は想定される）	国民保護法に基づく迅速な避難、避難住民への救援等の取組 武力攻撃より十分に先立って、住民の迅速な避難の取組を開始 指定公共機関等が実施する国民保護措置について、国及び地方公共団体は、その内容に応じ、安全の確保に配慮しなければならない（国民保護法第22条）。	国民保護法に基づく武力攻撃災害への対処等

国・県・市の役割



- ① 「避難のための交通手段(航空機・船舶等)」の確保については、**沖縄県**が行うことになります。
- ② 石垣島内の住民誘導や避難登録手続きなどは**石垣市**が行うことになります。
- ③ 避難先(受け入れ県及び受け入れ市町村)との調整は、**沖縄県と石垣市**が行うことになります。
- ④ その他、避難先での学校(学びの再開)や入院患者の避難に係る調整は、**沖縄県と石垣市**が行うことになります。

国民の保護に関する「基本指針」及び「計画」



石垣市国民保護計画

- ・平成25年3月作成

- ・令和元年12月改正

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務に鑑み、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

沖縄県国民保護共同訓練の 想定における検討状況の概要

令和 6 年 8 月
石垣市

避難措置の指示（案）の概要

沖縄県全域を要避難地域として、特に、先島諸島5市町村の住民等約12万人を、九州各県及び山口県で受け入れることを基本として避難を検討。また、避難の交通手段は原則公共交通機関とし、努めて早期に住民の避難が完了するよう検討。

避難措置の指示（政府素案）

- ① 沖縄県全域を要避難地域とする。
- ② 先島諸島5市町村は島外（県外）避難、その他県内市町村は屋内避難
- ③ 避難先地域は、九州各県及び山口県

※本資料は、今後沖縄県内の住民避難に係る要領等を検討する際の前提（一案）であり、**特定の事態を想定したものではない。**

※現時点においては、**要避難地域を含む全ての地域で安全が確保されている。**武力攻撃予測事態認定の時期は未確定だが、認定された場合は**努めて早期に住民の避難が完了するように、避難の要領等を検討して頂きたい。**

要避難地域

先島諸島の市町村の人口		
郡	市町村名	人口(人)
宮古・八重山	宮古島市	55,577
	石垣市	49,848
	竹富町	4,300
	与那国町	1,697
	多良間村	1,103
計		112,525

(出典)
令和3年1月1日現在住民基本台帳人口

このほか、約1万人の入域者が島外避難が必要な地域に滞在と想定

屋内避難

島外避難

先島諸島

八重山地域

与那国町
人口:1,697人

竹富町
人口:4,300人

石垣市
人口:49,848人

与那国島

鳩間島

西表島

小浜島

石垣島

竹富島

波照間島

水納島

多良間島

多良間村
人口:1,103人

・大神島

宮古島

宮古島市
人口:55,577人

宮古地域

避難先地域

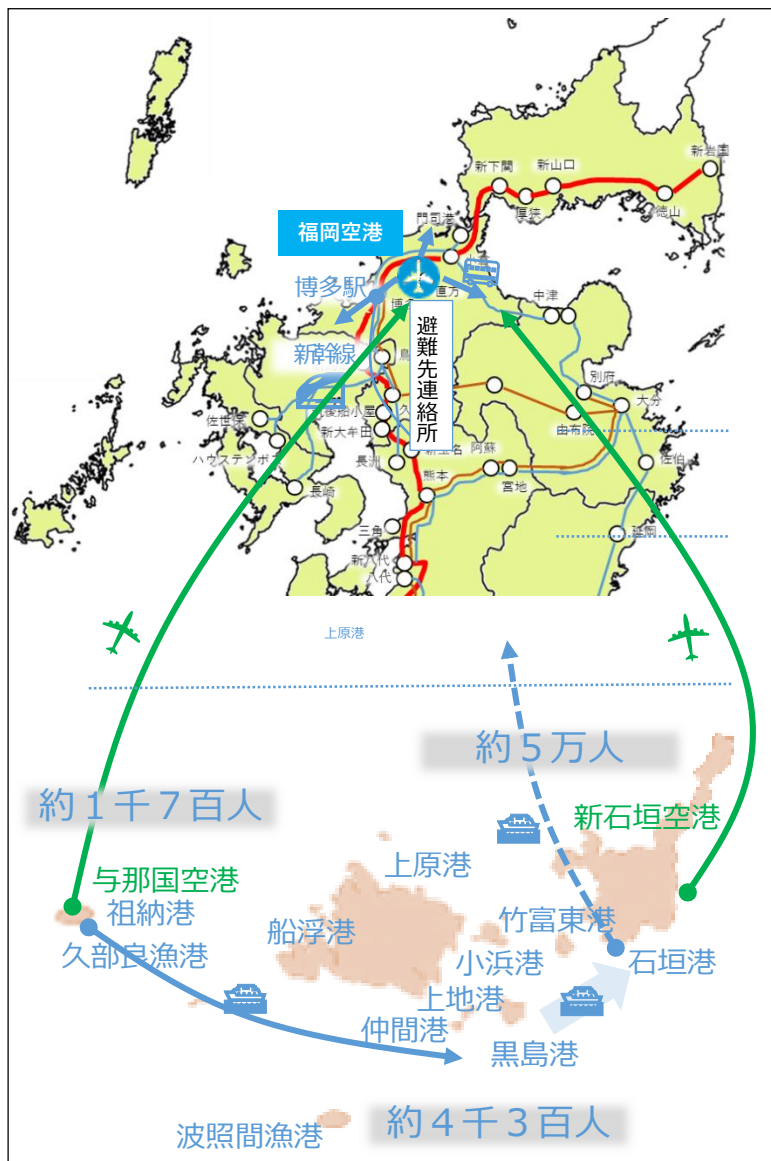


武力攻撃のおそれのない安全が確保されると想定される地域

九州各県及び山口県

※九州・山口9県は武力攻撃災害等時の相互応援協定あり

県の避難の指示（案：八重山地域）の概要



1 要避難地域（島外避難）

石垣市 竹富町 与那国町 (全住民対象)

2 避難先地域

九州各県及び山口県

3 主要な避難の経路・避難のための交通手段

- ・島内は石垣市、竹富町及び与那国町の避難実施要領による
- ・島外避難について、航空機・フェリー

【空路】

- ①与那国空港～福岡空港
②新石垣空港～福岡空港～避難先連絡所～博多駅～
各駅～主要国道・県道～避難先自治体

【海路】

- ① 祖納港・久部良漁港～石垣港～空路②又は海路③
② 竹富東港・小浜港・黒島港・上地港・仲間港・上原港・波照間漁港・船浮港～石垣港～空路②又は海路③
③ 石垣港～平良港～那覇港～鹿児島港（調整中）

4 住民避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

- ・市町村による避難実施要領案の作成等
 - ・県警察本部による交通規制等（国の措置事項を確認中）
 - ・自衛隊、海上保安庁による救援等（国の措置事項を確認中）
- ※その他の措置について国の措置事項を確認中

5 避難の時期等

- ・避難開始時期：事態認定後、直ちに開始できるよう準備
- ・避難完了時期：努めて早期に完了

6 輸送力の検討状況

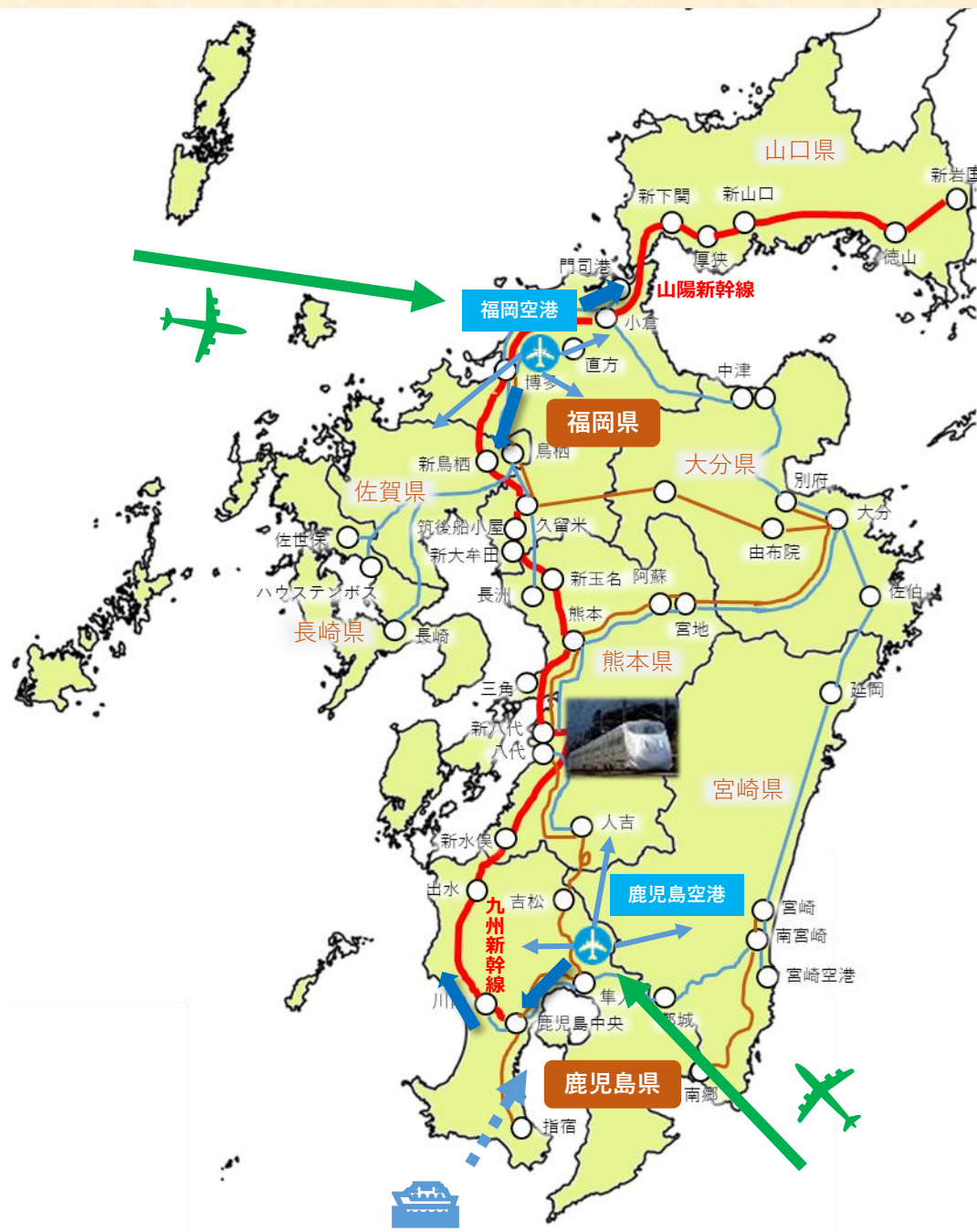
輸送力の検討状況等は次頁以降

7 要配慮者の検討状況

要配慮者の検討状況等は次頁以降

県としては、避難措置の指示（案）に基づき、要避難地域（島外避難）の住民等約12万人について、要避難地域を除く九州各県及び山口県への避難を前提として、速やかに主要な避難の経路や輸送手段等を検討。

主要な避難経路（避難先地域）の考え方



1 避難先地域の拠点空港（案）

空港の平素の利用人数、各県の受入れ可能性、さらには受入県を広げる場合の移動を考慮し、福岡空港及び鹿児島空港での受入れを想定し、国、航空会社等と検討・調整をしている。

2 避難先地域の拠点港（案）

鹿児島港での受入れを想定し、近海区域を航行可能な船舶の確保に向け、国等と検討・調整をしている。

3 陸路経路（案）

空港受入れ後は、バス等で避難先連絡所(仮称)へ移動、避難先等を確認する。

その後、バスで直接避難先又は、新幹線等で九州各県及び山口県の避難先へ移動する。

※ 避難先地域の県及び市町村との空港受入れ後の避難・救援の具体的実施方法については、今後、連携要領等も含めて検討する必要がある。

(1) 航空輸送力及びその実行性の確保

1 航空機運用に当たっての安全は確保

2 避難元空港の通常の運用時間の範囲を基本とし実施

- ▶石垣空港：8：00～21：00
- ▶宮古空港：8：00～21：00
- ▶下地島空港：8：00～19：30
- ▶多良間空港：8：00～18：00
- ▶与那国空港：8：00～19：30

※受入側空港の運用時間は今回の検討・意見交換では検討対象外（考慮しない）

3 可能な限り迅速かつ円滑な避難を主眼とした運用

- ▶輸送時の安全に最大限配慮しつつ、許認可や手続等の簡素化、法令等の弾力的運用に配慮【具体例】

空港の運用上、大型ジェット機の離着陸に関して制限がかかる場合があるが、避難の間は無制限とする。 など

- ▶避難元空港へ到着する入域者・貨物はないものと仮定して検討

4 搭乗までの住民等の避難誘導要領は各市町村が主体となって計画

- ▶各エアライン等は、各市町村と連携して手続や保安検査等を実施
- ▶預入荷物なし、バッグ1個を基本

5 特定公共施設利用法に基づく飛行場施設（福岡、鹿児島、宮古、下地島、石垣、多良間、与那国）は国民保護措置に優先利用

- ▶当該空港は国民保護措置を実施する間、定期便は原則として欠航

民間アセットの具体化：空港スポット別役割分担の整理

- 各エアラインの機材の役割分担については、各空港のスポット単位とする。
- 各空港のスポットごとのエアラインの役割分担は以下のとおり。

項目	石垣空港							宮古空港					下地島空港				多良間 空港	与那国 空港
スポット番号	2	5	6	7	8	9	10	1	2	3	5	6	1	2	3	5～7	-	-
P B Bの有無	×	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×
機種	予備 ス ポ ット	B738 	B788 	B738 	B788 	B738 	予備 ス ポ ット	予備 ス ポ ット	DHC8 	B738 	B788 	B738 	B738 	B738 	B738 	予備 ス ポ ット	DHC8 	B738 
分担案		ANA SNJ	ANA	JTA JAL	ANA	JTA JAL			RAC	JTA JAL	ANA	ANA	SKY	SKY	SKY		RAC	JTA
搭乗人数/便		165	335	165	335	165			50	165	335	165	177	177	177		50	157
便数		9	9	9	9	9			11	11	9	11	5	6	5		11	11
必要機体数		5	5	5	5	5			4	6	5	6	3	3	3		2	6
避難可能人数/日		1,485	3,015	1,485	3,015	1,485			(550)	1,815	3,015	1,815	885	1,062	885		(550)	1,727
		10,485							6,645					2,832				-
	21,689																	

- ※1 PBB：パッセンジャー・ボーディング・ブリッジ（ターミナルビルから旅客機に搭乗するための設備、搭乗橋）
 ※2 写真出典：航空各社ホームページ
 ※3 多良間－宮古空港間用に2機（住民避難）、宮古－那覇間用に2機（乗務員入替等）、宮古空港の受入人員なので避難人員としては計上しない。
 ※4 上記機種の選定については、現状の各空港設備等の制約条件下において、就航実績のある機種のうち座席数がより多い機種を各エアラインが選択。

民間アセットの具体化：機内持ち込み手荷物サイズについて

- 航空機による避難のオペレーションの円滑化の観点から **5市町村で持込荷物のバッグは100席未満の場合のサイズ（3辺の和が100cm以内）で統一**
- 長期避難に必要な荷物は別送する方向で別途検討

機内持ち込み手荷物のサイズとルール

重量

お一人様10kg以内まで

身の回り品を含めた総重量

（身の回り品とはハンドバッグ、カメラ、傘など、座席下に収納できる程度のサイズのもので。）

サイズ

100席以上の場合

3辺（縦・横・高さ）の和が115cm以内

かつ3辺それぞれの長さが

（55cm × 40cm × 25cm以内）※

100席未満の場合

3辺（縦・横・高さ）の和が100cm以内

かつ3辺それぞれの長さが

（45cm × 35cm × 20cm以内）※

※キャスターやハンドルの長さも含みます

個数

お一人様手荷物1個と身の回り品1個まで

機種の座席数 ※赤字は訓練検討に関係する機体

100席以上

B777-300 / B777-200 / B787-10 / B787-9 / **B787-8** / B767-300 / A321 / A320 / **B737-800**

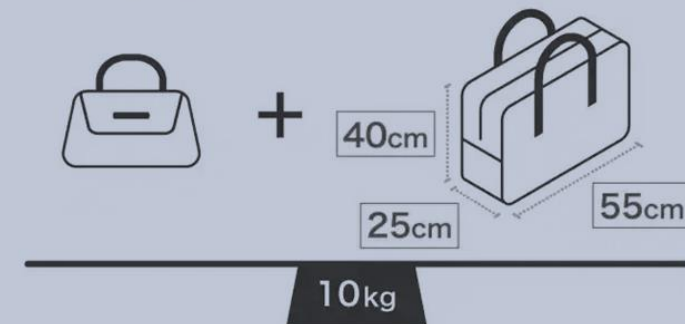
100席未満

DHC8-Q400 / DHC8-Q200 / CRJ700 / ATR42-600 / ATR72-600

100席以上の場合

身の回り品

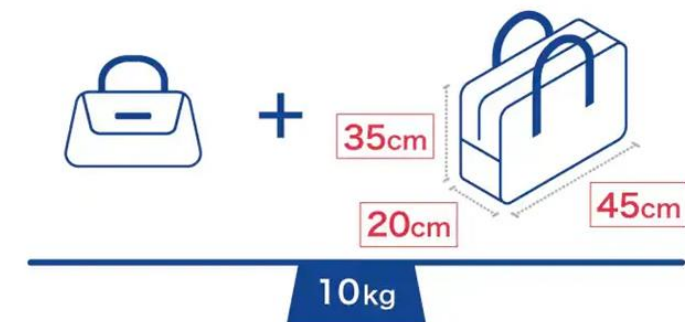
手荷物



100席未満の場合

身の回り品

手荷物



出典：ANAホームページより作成

<https://www.ana.co.jp/ja/jp/guide/boarding-procedures/baggage/international/carry-rule/>

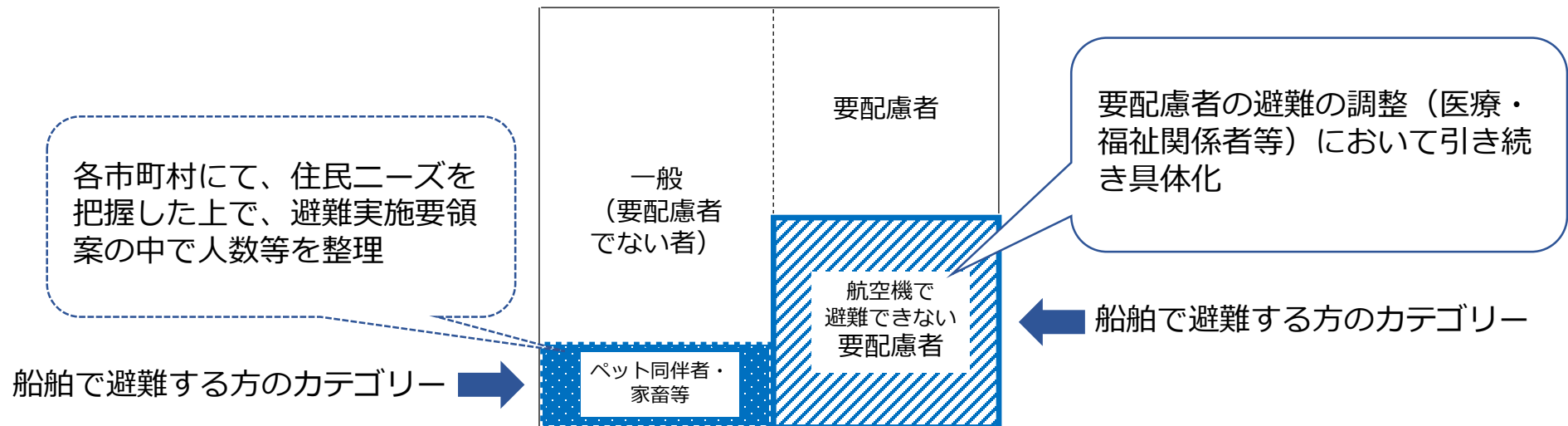
(2) 船舶輸送力の確保

住民避難に関する船舶の役割（案）

基本的な考え方

- 航空輸送力の調整状況や与那国町、多良間村における避難の考え方等を踏まえ、航空機による避難を基本とする。
- 船舶は、航空機輸送力の補充的な輸送力と位置づけ
 - ・ 要配慮者の方のうち、一般の方と同様に航空機に搭乗できる方は航空機による避難とし、そうでない方は船舶による避難とする。
 - ・ 一般の方であっても、ペットと同伴で避難するような航空機で避難できない方なども、船舶による避難とする。

避難住民手段のイメージ



※現時点の案であり、今後の調整に応じて変更可能性あり

近海区域（沖縄本島-宮古島間）を航行できる船舶の確保

- 現在、沖縄本島と宮古島間の海域は、沿海区域でつながっていない。



- また、沖縄本島-平良港（宮古島）間、沖縄本島-石垣港（石垣島）間の定期旅客航路がない。



- 先島諸島から九州各県及び山口県へ、船舶による避難を行うためには、国民保護事態下において、避難住民の輸送に協力していただける
「近海区域を航行可能な船舶」
を確保する必要がある

船舶安全法に基づく航行区域【沿海区域】

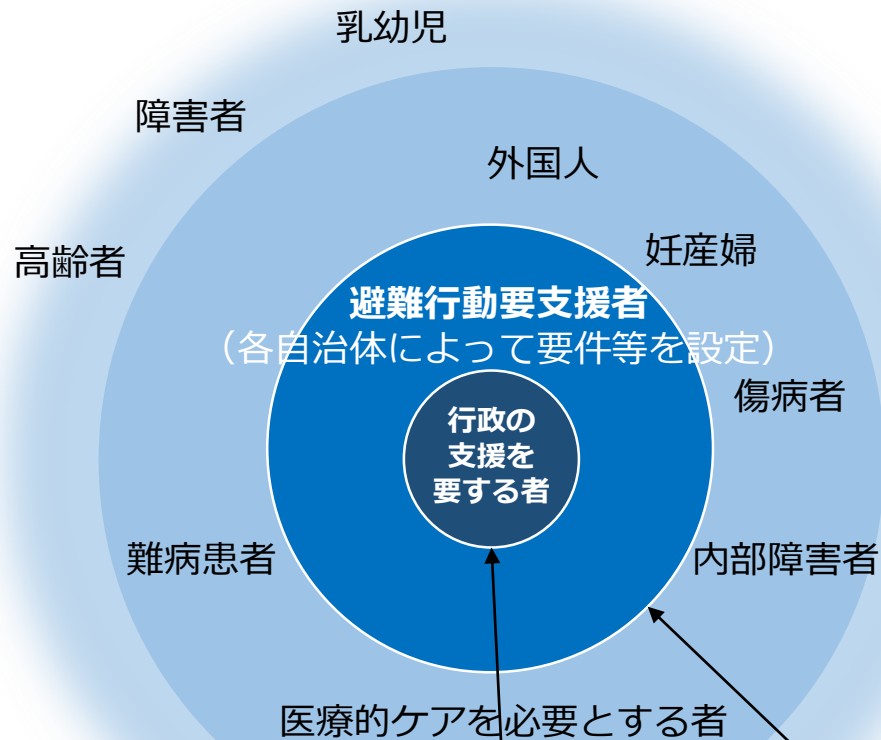
（船舶安全法施行規則第一条第7項）概ね本邦、樺太本島及び朝鮮半島の各海岸から20海里以内の水域



出典：国土交通省中国運輸局ホームページ（吹出は担当で追加）

2 要配慮者等の避難に係る調整

要配慮者のイメージについて（案）



国民保護に係る住民の広域避難の調整に際しては、特に行政の支援を要する者を区別して把握

国民保護法第9条第1項

国民の保護のための措置を実施するに当たっては、**高齢者、障害者** **その他特に配慮を要する者**の保護について留意しなければならない。

【国民保護法逐条解説】

高齢者、障害者等いわゆる社会的弱者の保護について、国、地方公共団体等が国民の保護のための措置を実施するに当たっては、留意しなければならないことを規定したものである。

「その他特に配慮を要する者」とは、身体上又は精神上の理由その他の理由により自らの置かれている状況を理解し、判断し、適切に行動することが困難な者をいい、例えば、**病人、乳幼児**がこれに該当するものと考えている。

災害対策基本法第8条第2項15号（要配慮者）

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者

【災対法逐条解説】

要配慮者の具体的範囲は場合により異なるが、**高齢者、障害者、乳幼児のほか、妊婦、外国人等**が具体的に実施される施策に応じて含まれることとなる。

【福祉避難所の確保・運営ガイドライン（R3.5月改定）：災対法関係】

「その他の特に配慮を要する者」として、**妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者、医療的ケア（※）を必要とする者等**が想定される。

※医療的ケア：人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な者をいう。

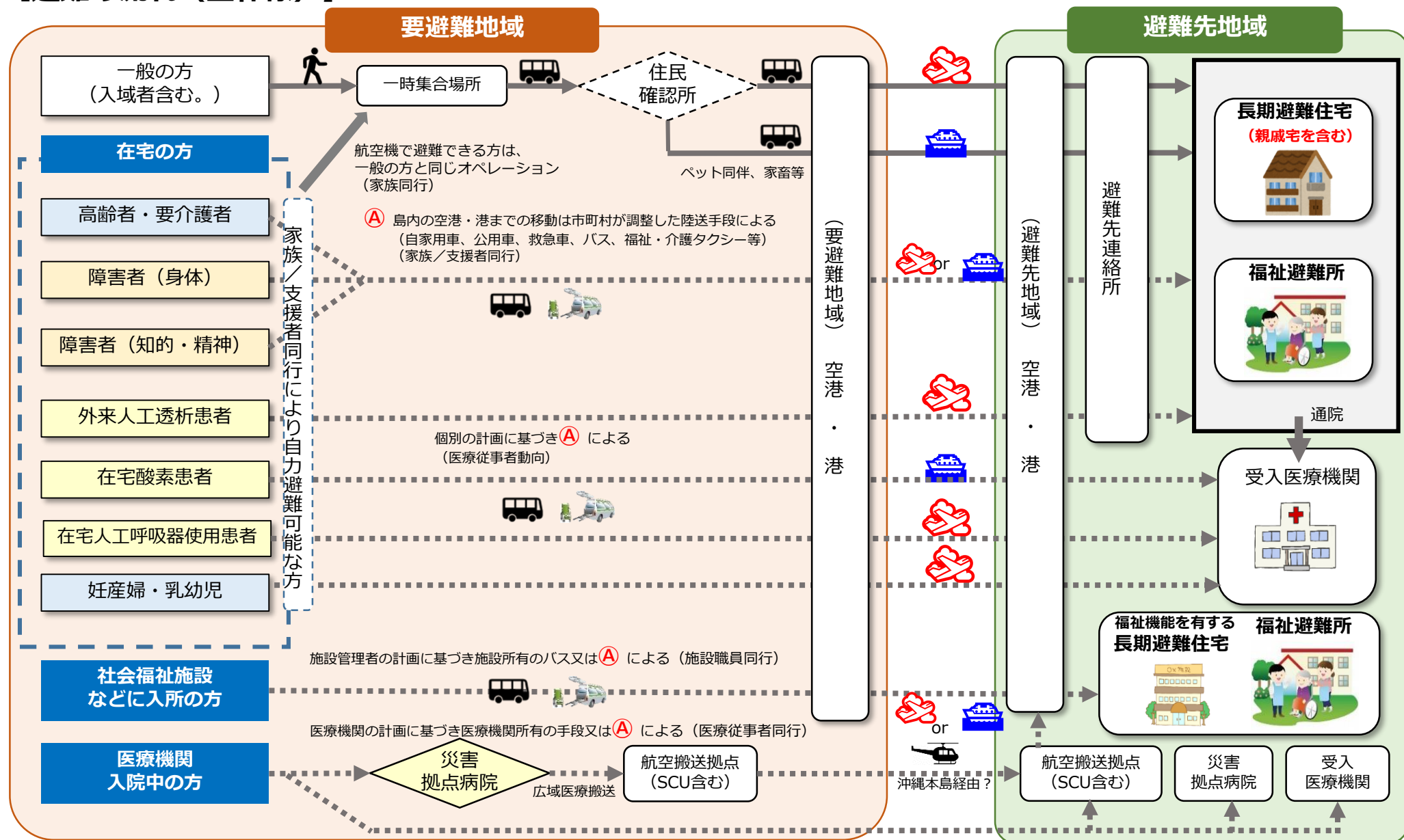
災害対策基本法第49条の10（避難行動要支援者）

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に**自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの**

※避難行動要支援者の範囲は各自治体によって要件等を設定し、判断

要配慮者の避難の全体イメージ

【避難の流れ（全体像）】破線部分について調整中、引き続き調整を進めていく。





石垣市

(避難実施要領の概要)

石垣市避難実施要領（案）の概要 ～全般方針～

避難誘導の方法（全般的方針）

- 県の避難方針に基づき、石垣市は、全住民（滞在者含む）について、別途定めた日時から避難を開始（避難誘導等に係る市職員は除く）し、県が調達した航空機、船舶をもって住民及び一時滞在者、要配慮者を避難先（九州）へ迅速に避難完了させる。
- 住民の避難ストレス等を勘案し、可能な限り航空機避難を基本とする。また、要配慮者（自力避難が困難な方、その支援者等）・ペット同行避難者は船舶避難とする。

- この際、北部地域・西部地域、及び富崎地域住民の避難を優先する。

島内の避難誘導の基本的な考え方（右図参照）

- 施設間の移動は、市が確保したバスで移動を行う。空港周辺は通行規制区間を設け、許可車両以外の通行は禁止とする。
- 空港から遠い、北部地域、西部地域及び富崎地域の順に避難
- 住民は、一時集合場所に徒歩集合し、住民避難登録センターを中継し、県が確保した航空機のダイヤに合わせ空港へバス移動
- 要配慮者・ペット同行避難者の避難は船舶避難を基本とする。



避難者数（入域者含む）、避難の実施単位の考え

1. 避難者数

石垣市（50,169人）：入域観光客数
3,700人※竹富町は初日避難
・要配慮者・ペット同行避難者数・住民票を有する避難者数・住民票を有するが島内に居住していない者の数・住民票を有しない避難者数（※今後正確な数の把握が必要）。※次年度以降データ精査

2. 避難実施単位

・小学校区単位（小学校別）での避難とする。避難先での生活、環境、仕事、学校等への不安や避難による避難者ストレスの軽減を目的。

3. 生活維持等が厳しくなる北部、西部地域住民から優先的に避難。
移動は、市が用意したバスを使用する。

石垣市の世帯・人口・要配慮者内訳

↓小学校区で記載 大字	各区の世帯数	各区の人口
伊野田小学校	243	429
桃里	197	352
白保	46	77
吉原小学校	143	262
川平	143	262
宮良小学校	874	1,751
宮良	874	1,751
崎枝小学校	62	122
崎枝	62	122
新川小学校	3,258	5,800
新栄町	1,297	2,361
新川	1,069	1,950
美崎町	298	402
浜崎町	594	1,087
真喜良小学校	2,462	4,744
新川	2,371	4,536
石垣	91	208
石垣小学校	3,217	6,006
新川	1,172	2,224
石垣	2,044	3,781
大川	1	1
川原小学校	126	272
宮良	21	35
大浜	105	237
川平小学校	432	678
川平	432	678
大浜小学校	2,250	4,707
真栄里	292	499
大浜	1,958	4,208
小計	13,067	24,771

R6.1.30現在

↓小学校区で記載 大字	各区の世帯数	各区の人口
大本小学校	54	106
真栄里	30	58
平得	24	48
登野城小学校	4,503	8,734
大川	1,873	3,584
登野城	2,630	5,150
白保小学校	771	1,573
白保	771	1,573
八島小学校	2,782	5,280
真栄里	907	1,852
登野城	1,737	3,116
八島町	138	312
富野小学校	108	189
桴海	108	189
平久保小学校	74	113
平久保	74	113
平真小学校	4,363	8,293
真栄里	1,954	3,672
登野城	656	1,457
平得	1,753	3,164
名蔵小学校	262	459
登野城	37	75
平得	1	
名蔵	224	382
明石小学校	163	266
伊原間	163	266
野底小学校	205	385
野底	181	341
桴海	24	44
小計	13,285	25,398

	世帯数	人口
合計	26,352	50,169

島外輸送計画の全体イメージ

✈ 1日最大10,485名の輸送力

(新石垣空港)

- ▶ 避難使用機 (B738・B788)
- ▶ 石垣－福岡を45便、所要約2時間
- ▶ B738: 165名×27便=4,455名
- ▶ B788: 335名×18便=6,030名
 - ・乗務員交代のため、石垣→福岡→那覇→石垣で運航の考え

🚢 1日最大420名程度※の輸送力

(石垣港)

- ▶ 近海区域を航行可能な船舶を国の支援の下確保
- ▶ 最大の輸送力(420名/日程度)が確保されたと仮置き
- ▶ 要配慮者、ペット同伴者等を想定
- ※最大輸送力は今後の調整で増減する

島外輸送力

1日あたりの最大輸送力

✈ + 🚢 計約10,905名※

※最大輸送力は今後の調整で増減する



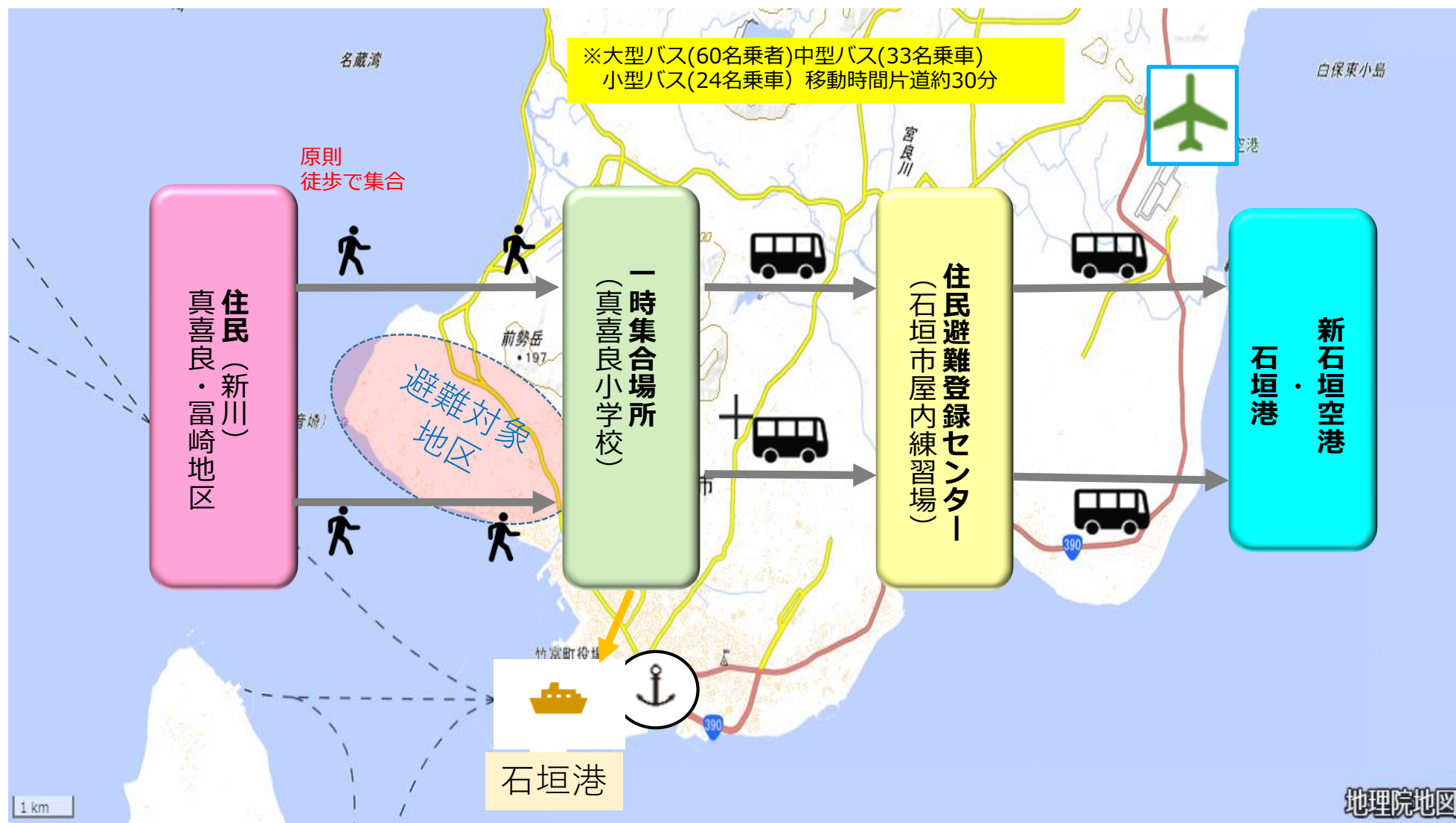
〈輸送力確保と避難誘導の方針〉

- ✎ 住民の避難時のストレス等を勘案し、一般の避難者の島外輸送力は航空機による避難を基本とする。
- ✎ 要配慮者やその支援者等で船舶での避難が望ましい方やペット同行避難者は船舶避難とする。
(ペット受託等の調整など継続検討が必要)
- ✎ 避難単位は、小学校区単位とする。
- ✎ 空港から遠い北部地域、西部地域、新川富崎地域から避難を開始。
- ✎ 島内の移送手段は、市が用意するバスを基本とし、市の定める島内輸送ダイヤ等に沿って避難。

※本資料は、島外避難の検討等に係る意見交換時に案出した一例であり、特定の事態を想定したものではない。

島内輸送計画（案）

一時集合場所の真喜良小学校には、原則徒歩で集合。石垣空港まで以下のとおりバスで移動し、航空機で福岡空港へ避難する。



※バス会社（指定公共機関）との配車調整は今後の調整とする。

住民避難登録センター設置の目的

〈目的〉

手荷物サイズの制限や航空機に搭載が禁止されている、または制限がある危険物の事前確認並びに回収を行うことで空港内での避難者滞留回避を目的とする。

〈設置場所〉

避難者数や車両数を収容できる公共施設を指定

〈課題事項〉

- ①現行の搭乗体制で避難となった場合、一人当たりの手荷物検査・保安検査では駐機時間内に予定搭乗数が確保できない可能性が高い。B788 : 335名 (50分) 、 B738 : 165名 (40分)
- ②飲み物・PC・tabletの取り扱いについて要調整

〈メリット〉

搭乗便の座席指定、チケット発券を前捌きすることでカウンター業務を省略できエアライン各社スタッフの負担も軽減できる。

空港での流れをできるだけストップさせないことが重要！

島外輸送計画（船舶輸送力）イメージ



〈エリア分け〉

・避難エリアを分けることで周辺道路や施設内の混雑回避を目的とする。

〈船舶避難を骨幹とする避難者〉

- ・航空機避難が困難な者
- ・要配慮者とその支援者、その他
- ・ペット同行者

〈輸送力確保と避難誘導の方針〉

- ・担送、護送等避難に時間を要する者やその家族など支援する者
- ・ケージ管理が可能なペット

※畜産（牛、豚等）の避難は、農家との意見交換会後に検討

〈課題〉

- ・ペット頭数制限？/人
- ・受託業務
- ・船舶準備期間
- ・受け入れ可能な避難先確保等

住民避難にかかる今後の検討課題

1 航空避難に係る検討課題

- ・ 航空機搭乗前の避難者情報の登録方法と航空機座席登録方法の確立
- ・ 島内移動手段となる大型バスとバス運転手の確保
- ・ 手荷物の事前確認方法に係る事項

2 船舶避難に係る検討課題

- ・ 船舶による輸送が必要な要配慮者の把握
- ・ ペット同伴者の把握と家畜避難に関する事項

3 要配慮者に係る検討課題

- ・ 要配慮者の属性別人数把握と状態把握
- ・ 要配慮者の状態に応じた輸送手段の確認

特定臨時避難施設(シェルター)の整備について

令和 6 年 8 月 石垣市

経緯①（国）

国における「国家安全保障戦略」において、複雑で厳しい安全保障環境の下、「我が国を全方位でシームレスに守るための取組の強化」として、「国民保護のための体制の強化」については、「武力攻撃より十分に先立って、南西地域を含む住民の迅速な避難を実現」すべく、「円滑な避難に関する計画の速やかな策定」及び「様々な種類の避難施設の確保」等に取り組むことを示したところ

この中で、輸送手段に大きな制約があり、かつ、避難先地域が遠距離にあるといった避難の困難性がある地域では、避難の開始から完了までに時間を要する実情があるところ、例えば、悪天候時に、航空機又は船舶が使用できず広域避難が困難となり、広域避難の完了までの一定期間、避難誘導に従事する行政職員等及び避難に遅れる住民等が、要避難地域に留まらざるを得ないことも想定される

このため、武力攻撃災害から人の生命及び身体を保護するために必要な機能を備えた一定期間避難可能で堅ろうな避難施設としての「特定臨時避難施設」の整備が必要

整備主体・手法は、市町村が国の財政措置を受けて、公共・公用施設地下に整備

経緯②（石垣市の状況）

本市においても、法令上国民保護を一義的に担う立場として、住民の生命・身体・財産を守るための万全の準備を行っていく必要があります、特に本市のような離島自治体においては、住民避難の完了までに時間を要する可能性が高いことに鑑み、避難完了までの間、住民の生命・身体が守られるための適切な避難シェルター等の整備が必要

公共施設におけるいわゆる地下シェルターの建設については、現在、本市において、今後整備が進む市役所隣接の防災公園の地下に、災害時や有事の避難等にも活用できるとともに、イベントスペースにも活用可能な多目的な駐車場建設を検討中

令和6年3月及び6月、国において示された武力攻撃を想定した避難施設の確保に係る基本的考え方及び特定臨時避難施設の技術ガイドラインを踏まえ、具体的な面積や収容人数について検討を進めている

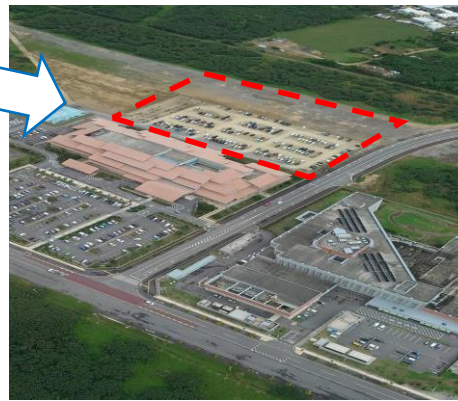
特定臨時避難施設（シェルター）整備予定地

- ・ 今後、整備をする防災公園（約3.2ha）の地下に多目的な駐車場を建設する予定
こちらを有事等の際に シェルターに活用できるようにする
※面積、収容人数は現在検討中
- ・ 現在、防衛省の民生安定助成事業の補助活用が可能か調整中



市街地航空写真

防災公園整備予定地
（市役所東側）



防災公園イメージパース図

特定臨時避難施設（シェルター）の施設概要

特定臨時避難施設の技術ガイドライン（第2版）抜粋

- ・ 外力の考え方・・・爆弾、砲弾、ミサイル弾頭による爆風等を外力
爆風等から防護する建築構造、施設内環境を維持する建築設備等
- ・ 一定期間避難可能・・・広域避難を完了するまでの間（2週間程度）
- ・ 収容スペース・・・簡易ベットの設置等を考慮（面積2 m²/人）、通路幅1～2 m
- ・ 主な施設機能・・・収容スペース、管理室、備蓄倉庫、トイレ、シャワー室
ゴミ保管庫、非常用発電機、貯水槽、給排気口など
- ・ 出入口・・・相互に離れた位置に2カ所以上設置、スロープなどバリアフリーに配慮
外力が直接作用することを避けるための前室を設置
※平時で活用する駐車場自動車出入口は、武力攻撃事態等には閉鎖して防護
- ・ 備蓄等・・・水（3ℓ/日）、主食、毛布、その他（生活・衛生用品等）
- ・ 構造体・・・外壁厚さ30 cm以上の鉄筋コンクリートなど
- ・ 主な設備・・・電気、給排水、換気、空調、消防、通信設備など

今後のスケジュール予定

- ・ 現在、面積、収容人数について検討中
- ・ 今年度、基本設計等に着手し、次年度以降、地下掘削工事、整備工事、設備工事等を行い、早期完成を目指す